

行方市 **ブロードバンド整備事業** を実施します

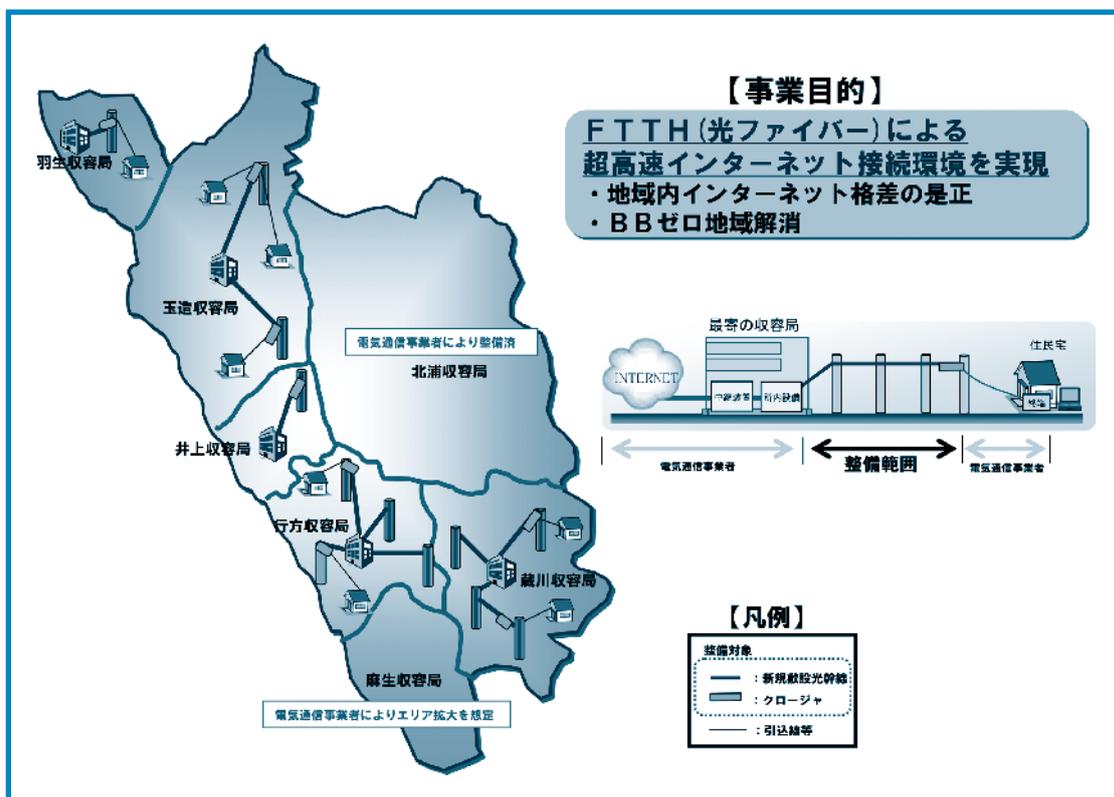
市では、市民の皆様から多くの要望が寄せられておりました、市内のブロードバンド（光通信）ゼロ地域の解消と情報通信格差の是正を図るため、「行方市ブロードバンド整備事業」を今年度実施することとなりました。

この事業は、総務省の地域情報通信基盤整備事業推進交付金などを活用し、公設民営方式により実施するので、平成 22 年 3 月 11 日付けで総務省から交付決定を受けました。

事業の整備対象地域（収容局）は、旧玉造町全域（羽生地区、玉造地区、井上地区）、旧麻生町の一部地域（行方地区、蔵川地区）で、これにより、ほぼ市内全域で光ブロードバンドを利用することが可能となります。

なお、市と連携して事業にあたる連携事業者は、N T T 東日本茨城コンソーシアム行方（構成企業：東日本電信電話株式会社、株式会社 N T T 東日本一茨城）が審査選定され、平成 23 年 3 月のサービス提供開始を目指し事業を推進していきます。

今後、市では事業の進捗状況にあわせ、ホームページ及び市報などで随時情報提供を行い、円滑な利用環境の整備を図っていく予定です。



※この事業での光ファイバ網は幹線整備のみとなります。

※利用できるインターネットサービスはフレッツ光ネクストになります。

問い合わせ：企画課（麻生庁舎） 0299-72-0811



お知らせ

ワイド版

子ども手当が創設されました

社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

平成22年度から、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了までの子どもを対象に、これまでの「児童手当」にかわり、新たに「子ども手当」の支給制度がスタートしました。

「子ども手当」と「児童手当」の主な相違点

項目	子ども手当	児童手当
所得制限	なし	あり
支給対象の子	中学校修了までの子ども（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある子ども）	小学校修了までの子ども（12歳到達後、最初の3月31日までの間にある子ども）
支給金額	支給対象児童1人につき 月額1万3千円	第1・2子…3歳未満1万円 3歳以上5千円 第3子以降…1万円

《手続きが必要な方》

- 今まで「児童手当」を所得制限により受給されていなかった方
- 今まで「児童手当」を受給されていた方で、平成22年度において中学2年から3年生の子どもがいる方
- 公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

※手続きが必要な方については、市役所から、郵送で申請書と返信用封筒を平成22年4月23日に発送済です。

《手続きが不要の方》

現在「児童手当」を受給されている方で、平成22年度において中学2年から3年生の子どもがいない方、または、平成22年3月1日から31日までに新規児童手当の申請をされた方については、自動的に「子ども手当」に移行されますので、新たに申請の手続きは必要ありません。

《申請・支給の方法》

児童保護者の申請に基づき支給します。平成22年9月30日までの申請であれば、平成22年4月1日に遡って支給します。それ以降の申請は、申請の翌月分から支給となります。

《受付開始日》

- 一括送付での申請受付は平成22年4月26日（月）から開始して
- います。

- 申請書を郵送する場合は、申請書に同封した返信用封筒（切手必要）を使用してください。

《受付場所》

- 麻生庁舎（1階総合窓口）・北浦庁舎（1階総合窓口）・玉造庁舎（1階社会福祉課） ※受付時間は午前8時30分から正午まで・午後1時から午後5時15分までとなります。

《支給日》

第1回目の口座振込は6月10日（5月14日までに申請、消印有効）に、第2回目の口座振込は7月中旬（6月21日までに申請、消印有効）に実施する予定です。その後は、随時実施いたします。

子ども手当現況届のお知らせ

子ども手当の支給を受けている方で、今年度は、平成22年3月31日まで児童手当支給対象者だった方は、6月に現況届をすることとされています。

現況届の提出がされなかった場合、6月分以降の子ども手当の支払いが、一時差し止めとなることもありまますのでご注意ください。

（現在受給されていない方でご不明な点はお問い合わせください。）
・4月以降に一括発送した新規申請の方は現況届対象外です。

受付日時

6月22日（火）～30日（水）

※土日祝日を除く。

午前8時30分～正午

午後1時～5時15分

場所 麻生庁舎（総合窓口）

北浦庁舎（総合窓口）

玉造庁舎（社会福祉課）

現況届の用紙は申請対象の方へ送付します。添付書類等を確認の上、返信用封筒で返送いただくか、窓口にて申請してください。

《日本国外に居住する子どもに係る子ども手当の認定請求要件について》

子ども手当の対象となる児童のうち、親等の保護者が①～③のすべての条件を満たしている場合は、提出を求める書類を必ず添付の上、認定請求の手続きをしてください。

外国人の親等については外国人登録がある方に限ります。

- ① 6カ月に1回、年に2回以上の子どもの面会歴
- ② 概ね4カ月に1度の継続的な生活費相当額の送金
- ③ 来日前に子どもと同居

※入国後6カ月経過していない親等は、入国後6カ月以内の面会予定と入国後4カ月以降であれば生活費相当額の送金履歴、入国後4カ月以内であれば生活費相当額の送金予定を確認の上、仮受付となります。
(6カ月以内で再確認の上で認定)

《提出を求める書類》

- 1 日本国外に居住する子どもに係る監護及び生計に関する申立書
(市役所にあります)
- 2 外国の公的機関による出生証明書(子どもとの続柄が確認できるもの)
- 3 外国の公的機関による居住証明書(来日前の子どもとの居住関係を含む)
- 4 パスポート(市役所でコピーをとります)
- 5 送金通知
- 6 翻訳書↓日本語に翻訳したもの。翻訳者の署名・押印・連絡先記載
翻訳者については、申請者から見て関係のない第三者となります。
※添付書類がそろって「受付」となります。なお、受付になっても、記載内容に不明なところがあったり、確認が取れない場合には「認定」にはなりません。支払は保留となります。
※認定になっても、親等の保護者が継続して行方市内に居住して、連絡がとれる状況になれば、次回支払等は保留となります。また、認定になつてから、他の市町村に転出する場合は、行方市役所の社会福祉課、麻生総合窓口、北浦総合窓口のいずれかに届け出が必要になります。

選挙投票所変更のお知らせ

総務課(麻生庁舎) TEL 0299-72-0811

市内投票区(麻生、北浦、玉造)のバランスと公平性及び投票管理の合理化を図るため、一部の投票区及び投票所を変更しました。これに伴い、平成22年7月に執行が予想される参議院選挙から次の投票区において、投票区及び投票所が変わりますのでご理解、ご協力をお願いします。

変更になる投票区

北浦地区

これまでの投票区	新しい投票区投票所	
投票区名	投票区名	投票所の施設名
南高岡投票区	要投票区	要地区館
小幡投票区		
行戸投票区		

玉造地区

これまでの投票区	新しい投票区投票所	
投票区名	投票区名	投票所の施設名
荒宿投票区	玉川投票区	玉川地区学習センター
藤井投票区		
井上投票区		
西蓮寺投票区		
宿投票区	手賀投票区	手賀地区学習センター
新宿投票区		
捻木投票区	現原投票区	現原小学校体育館
上山投票区		
八木蒔投票区		
羽生投票区	羽生投票区	羽生地区学習センター
沖洲投票区		

国民健康保険からのお知らせ

国保年金課 (玉造庁舎) ☎ 0299 (55) 0111

◇脳ドックの費用を助成します

●対象者

40歳から74歳で国民健康保険加入者

(但し、前年度受検者で「検査結果が異常なし」を除く)

●検査期間

平成22年6月～平成23年3月まで

●検査医療機関

なめがた地域総合病院

(行方市井上藤井98-8)

TEL 0299 (56) 0600

費用28,350円

石岡脳神経外科病院

(小美玉市栗又四ヶ1768-29)

TEL 0299 (58) 5211

費用25,200円

白十字総合病院 (神栖市賀2148)

TEL 0299 (93) 1779

費用 21,000円

●助成金額 料金の7割を市で負担

●受検方法 電話で国保年金グループへ申込をしてから、検査日時などは医療機関へ直接連絡をして受けてください。

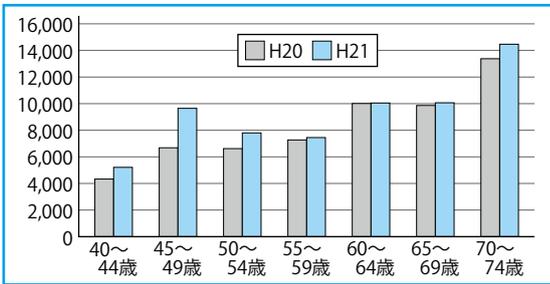
◇特定健診・保健指導を 受けましょう

受けましょう

高血圧、糖尿病などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、そのまま放置してしまうとやがては心臓病や脳卒中など重症化してしまいます。生活習慣病は内臓脂肪を減らすことで病気の発症を防ぐことが明らかになってきました。

40歳以上になるとメタボリック(内臓脂肪の蓄積と高血圧、脂質異常、高血糖の2つ以上を持つ状態)の予備群が増えています。「健康だから」「元氣だから」と思っている方も

1年に1回は健診を受けて自分の体の状態をチェックして、メタボにならない健康づくりをしましょう。



入院外1人当り医療費比較(11月分) (一般被保険者分)

税金

のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第1期

納付期限(口座振替日)は6月30日です。

固定資産税(1期)・軽自動車税(全期)の納付はお済でしょうか。
(納付期限5月31日)

平成22年度の市税等の納付が始まりました。市税等(固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税)は、市の行政運営の貴重な財源となっています。期限内の納付をお願いします。

納期限までに税金を納めないと「滞納」となってしまいます。滞納となると本来納めるべき税額のほかに、延滞金や督促手数料を納めていただくことになりますので、税金の納め忘れにご注意ください。

自動車税の納税はお済みでしょうか。

まだ納税されていない方は、今すぐ納税を!

自動車税の納期(5月31日)が過ぎています。納期経過後は年14.6%(当初の1カ月は4.3%)の延滞金がかかります。納税をされていない方は最寄りの金融機関またはコンビニで今すぐ納税してください。

【お問合せ】 行方県税事務所(自動車税係)
TEL 0299-72-0482

滞納処分について。

市では、納税の公平性を保つため、催告に応じない市税等滞納者に対しては、積極的に滞納処分を実施しています。滞納処分とは、国税徴収法に基づき、やむを得ず財産(不動産、給与、預貯金など)を差し押さえて、公売などを行い滞納税金に充てることをいいます。事情により期限内に納付できないときは、収納対策課へお早めにご相談ください

問い合わせ 税務課・収納対策課 (麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

第5回なめがた環境保全フォトコンテスト

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291（35）2111

行方市の美しい自然をアピールしたオリジナル性と魅力ある写真を募集します！

【テーマ】

『行方市の美しい自然再発見』

感動を伝え、環境意識の高揚を図れる作品

『人（笑顔等）、動物、小さな命』

あなたの日常生活のなかで見つけた感動ある作品

【部門】

○一般の部（高校生以上）

4ツ切り、ワイド4ツ切り

○女性の部 一般の部と同様

○小・中学生の部 2Lサイズ

【応募方法】

応募票（環境課・各庁舎総合窓口課・市ホームページからもダウンロードできます）に必

要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼り付けてください。

【応募資格】 行方市に在住・在勤の方

【応募締切】 11月29日

※応募作品は行方市内で撮影されたもので未発表かつほかのコンテストへの応募・発表予定のないものに限りま

※二重応募・類似と思われる作品は入賞を

取り消す場合があります。

※組み写真は不可

※無修正に限りデジタルプリントでの応募も可能です。

※応募作品数は一人3点以内とします。

北浦

7/11
(日)

レイクフェスティバル開催

今年で4回目となる「北浦レイクフェスティバル」！盛り沢山のイベントです。親子揃って遊びに来ませんか？

ゴムボートレース参加者募集

■日時 7月11日（日）午前8:00 受付

■場所 行方市山田地内 山田ワンド

■部門

①ゴムボート部門（実行委員会が用意したボートを使用）

②自作ボート部門（実行委員会による船検を受けたものを使用※製作にあたっては事前に必ずご連絡ください。）
入賞者には賞金総額 150,000 円と豪華賞品を用意しております。

■申込方法 商工会事務局に事前にお申込みください。

当日北浦湖畔荘「つるるんの湯」の入湯券とウチワをプレゼントします。

■イベント

①物産展の開催

②その他のイベント

魚つかみどり、キャスティング、ヨットスクール、パラセーリング
体験クルージング、ヨットレース、重機体験、ステージ：玉造座、北浦中学校吹奏楽演奏ほか

その他水を利用したイベント

■その他

当実行委員会にて、ライフジャケットの準備・着用の徹底、救助艇の配備、イベント保険の加入等万全を期しますが、万が一の事故や怪我の場合、責任をおいかねますので、十分注意してご参加ください。



問・申：行方市商工会青年部事務局
TEL 0291（35）2013

『デジサポ茨城』からの地デジに関する大切なお知らせ

デジサポ茨城（総務省茨城県テレビ受信者支援センター）では、2011年（平成23年）7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、平成22年5月10日（火）から、地上デジタル放送に関する受信相談の対応を強化するため、電話相談窓口を設置しました。

地域の皆様の実情に応じた、丁寧かつきめ細やかな相談・説明等の対応を実施することにより、受信者の皆様に地上放送のデジタル化に適切に対応していただくための支援を行ってまいります。



デジサポ茨城

総務省 茨城県テレビ受信者支援センター

地デジ受信相談電話窓口

TEL 029 - 307 - 0101

受付時間 平日9時～午後9時 / 土・日・祝 午前9時～午後6時

なお、従来から地上デジタル放送に関するお問い合わせについて対応してまいりました、総務省地デジコールセンターの全国共通の専用番号（TEL 0570-07-0101）も引き続きご利用いただけます。